

公益社団法人 日本コンクリート工学会

ISO/TC71 対応国内委員会規程

平成 10 年 12 月 2 日 制定

平成 19 年 10 月 23 日 改正

平成 23 年 3 月 18 日 改正

令和 元年 12 月 26 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、ISO/TC71 対応国内委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。なお、委員会の英文名は、Japanese National Committee on ISO/TC71 (Concrete, Reinforced Concrete and Prestressed Concrete)とする。

(事務所)

第 2 条 委員会は、東京都千代田区の公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「JCI」という。）内に設置し、事務局は JCI がこれに当たる。

(組織)

第 3 条 委員会は、原則として委員 25 名以内をもって組織する。委員は、第 4 条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第 4 条 委員会に、委員長、副委員長及び幹事各 1 名を置く。

2. 委員長は、会長が指名する。

3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員長及び副委員長の任期は 2 年とし、2 期 4 年までの重任を妨げない。

2. 幹事及び委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。

3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第6条 委員会は、日本産業標準調査会（以下「JISC」という。）と密接な連絡を保ち、次の各号の職務を行う。これらについては、必要に応じて、標準化委員会に付議する。

- (1) 国際規格の発案と審議
- (2) JISC の委託事業の申請、審議及び答申
- (3) 国際規格に関わる国際会議への代表派遣
- (4) 各国関係規格及び資料の調査研究
- (5) ISO 中央事務局、ISO/TC71 事務局、幹事国及び関係各国との連絡
- (6) ISO 規格と国内規格との調整
- (7) その他、必要な事項

(運営)

第7条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(WG 等の設置)

第8条 委員会の下部組織として、第6条の職務に関する専門的事業について、調査及び審議を行うワーキンググループ、タスクフォース（以下「WG 等」という。）を設置することができる。

2. WG 等は、主査1名、幹事1名及び原則として委員20名以内をもって組織する。主査は委員長が指名し、幹事及び委員は主査が推薦し、委員会が決定する。
3. WG 等は、主査が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会が発議し、標準化委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成10年12月2日から施行する。
2. この規程の改正は、令和元年12月26日から施行する。